令和6年第1回八雲町議会定例会会議録(第2号)

令和6年3月8日

〇議事日程

J											
	日程第	1	会議録署名議員の指名								
	日程第	2	一般質問								
	日程第	3	議案第10号	八雲町監査委員条例及び八雲町病院事業の設置等に関す							
				る条例の一部を改正する条例							
	日程第	4	議案第11号	八雲町課設置条例の一部を改正する条例							
	日程第	5	発委第 1 号	八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例							
	日程第	6	議案第12号	八雲町職員定数条例の一部を改正する条例							
	日程第	7	議案第13号	八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例を廃止す							
				る条例							
	日程第	8	議案第15号	東日本大震災の被災者に対する町民税の減免に関する条							
				例及び東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の							
				減免に関する条例を廃止する条例							
	日程第	9	議案第16号	八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例							
	日程第1	0	議案第18号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す							
				る基準等の一部を改正する省令等の公布に伴う関係条例							
				の整理に関する条例							
	日程第1	1	議案第19号	八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する							
				基準を定める条例の一部を改正する条例							
	日程第1	2	議案第20号	八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運							
				営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例							
	日程第1	3	議案第22号	八雲町育成牧場条例の一部を改正する条例							
	日程第1	4	議案第23号	八雲町漁港用地管理条例及び八雲町水産基盤整備事業分							
				担金徴収条例の一部を改正する条例							
	日程第1	5	議案第24号	八雲町あわび養殖漁業経営安定対策資金融資条例を廃止							
				する条例							
	日程第1	6	議案第36号	八雲町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例							
	日程第1	7	議案第25号	財産の処分について							
	日程第1	8	議案第27号	町道路線の変更について							
	日程第1	9	議案第28号	新町建設計画の変更について							

〇出席議員(14名)

1番 赤 井 睦 美 君 2番 佐藤智子君 3番 横 田 喜世志 君 4番 大久保 建 一 君 5番 関 口正博 君 6番 宮 本 雅 晴 君 8番 三 澤 公 雄 君 7番 倉 地 清 子 君 9番 牧 野 仁 君 10番 安藤 辰 行 君 11番 斎 藤 實君 12番 能登谷 正 人 君 副議長 13番 黒 島 竹 満 君 議長 14番 千葉 隆 君

○欠席議員 (○名)

〇出席説明員

日かけんり													
町 長	岩	村	克	詔	君	副 町 長 成田	耕	治	君				
総 務 課 長 併選挙管理委員会事務局長	竹	内	友	身	君	政策推進課長 川 口	拓	也	君				
財務課長	JII	崎	芳	則	君	会計管理者 阿 部	雄	_	君				
住民生活課長	石	黒	陽	子	君	保健福祉課長 戸 田	Ī	淳	君				
農 林 課 長 併農業委員会事務局長	石	坂	浩ス	太郎	君	水産課長田村	春	夫	君				
サーモン推進室長	田	村	敏	哉	君	商工観光労政課長 井 口	貴	光	君				
建 設 課 長兼公園緑地推進室長	藤	田	好	彦	君	環境水道課長 横田	盛	=	君				
落部 支所長	佐	藤		尚	君								
教 育 長	土	井	寿	彦	君	学校教育課長 美学校給食センター長 歩	亮	司	君				
学校教育課参事	小	林	卓	也	君	社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長 町史編さん室長	真理	理子	君				
体 育 課 長	伊	藤		勝	君	農業委員会会長 日 野		昭	君				
選挙管理委員会委員長	外	崎	正	廣	君	監査委員千田	浩	文	君				
総合病院事務長	竹	内	伸	大	君	総合病院庶務課長 長谷川	信	義	君				
総合病院医事課長	加	藤	貴	久	君	総合病院地域医療連携課長 佐々木	: 裕	_	君				
消 防 長	堤	口		信	君	八雲消防署長 河 井	: 治	彦	君				
八雲消防署庶務課長	中	野	悟	司	君	八雲消防署予防課長 小 材	伸	也	君				
八雲消防署警防救急課長	関		晃	弘	君								
【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】 熊石総合支所長													
兼地域振興課長 併熊石教育事務所長	野	口	義	人	君	地域振興課参事 小笠原	<u> </u>	信	君				
住民サービス課長熊石消防署長	北藤	川 村	正	敏 勉	君 君	産業課長 吉田 熊石国保病院事務長 福原		久 一	君 君				

〇出席事務局職員

 事 務 局 長
 三 澤
 職 君
 併議会事務局次長
 成 田 真 介 君

 所監查委員事務局監查係
 菊 地 恵梨香 君

◎ 開議宣告

○議長(千葉 隆君) ただいまの出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(千葉 隆君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に横田喜世志君と安藤辰行君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- ○議長(千葉 隆君) これより、局長に諸般の報告をさせます。
- ○議会事務局長(三澤 聡君) ご報告いたします。

本日の会議に、議会運営委員会より条例改正案1件が提出されております。以上でございます。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(千葉 隆君) 日程第2、一般質問を行います。

質問は、昨日に引き続き、あらかじめ定められた順により、各々45 分以内に制限してこれを許します。

それでは、まず、赤井睦美さんの質問を許します。

- ○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。
- ○議長(千葉 隆君) 赤井さん。
- ○1番(赤井睦美君) おはようございます。

二点質問させていただきます。みんなで防ごう災害関連死を、ということで、2024年は、 能登半島の大地震という衝撃的な年明けとなり、今もなお過酷な避難生活を強いられてい る方が大勢います。

2016年4月の熊本地震では、273人の死者のうち223人が災害関連死で、地震そのものによる死者数50人の4.46倍に上ったことがわかっています。能登半島でも復旧作業がなかなか進まず、災害関連死の数も熊本地震のケースを超え、十何倍にまでなってしまうかもしれないと危機感を募らせる声もあります。

ご存じのように、冬の災害関連死への対策として今は「TKB+W」、T=トイレ、K=キッチン、B=ベッド、W=ウォーム(暖房)がキーワードと言われています。その中で特に大きな問題が「T=トイレ」です。

そこで提案ですが、能登半島でもすでに活躍している「トイレトレーラー」と、これか

ら重要になる「キッチンカー」「ワンタッチ簡易ベッド」を八雲町としても導入してはいかがでしょうか。

トイレトレーラーの導入には災害派遣トイレネットワーク参加に参加し、国の「緊急減災・防災事業費」を利用すれば7割の負担軽減ができ、さらに残りはふるさと納税型のクラウドファンディングを使うことで、自治体負担はほぼゼロ。お金を出してくれた団体や人の名前が車体後部に並ぶ仕組みもあるそうです。

キッチンカーですが、日本と同じ地震の多いイタリアでは、災害の次の日には温かい食事がとれる仕組みになっており、いま日本でもそれを参考に日本版キッチンカーが検討されているそうですので、アンテナを張りめぐらせて、いち早く取り組んでほしいと思います。

また、能登半島では、床に雑魚寝が多く見られました。床から舞うほこりを吸い込みやすく、肺炎にもつながると言われています。また、床に直接寝ると、下から冷気が伝わるため、体調を崩す人が増えるそうです。

北海道の地震では、厚真町の避難所に、地震後3日で段ボールベッドが設置されました。 八雲町でも準備されている段ボールベッドは、床から舞うほこりを吸い込みにくいため衛 生的な環境を保てるほか、床から伝わる冷たさを防いだり、いす代わりに腰掛けて使えた りする利点もあります。更に今は進化して、段ボールベッドは使い回しが難しいのですが、 ワンタッチの簡易ベッドは消毒すると何度でも使え、ゴミにならないというものも出てき ています。自分の町はもちろんですが、他自治体とも連携して災害が起きた町の支援もで きる八雲町を目指しませんか。町長のお考えをお伺いします。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) それでは、赤井議員の1つ目の質問にお答えします。

能登半島地震では、多くの方が被災し、現在も避難生活を余儀なくされている方が多数います。当町においても、厳冬期の災害発生に備えた備蓄や避難方法などの取り組みは喫緊の課題であり、避難所での寒さ対策がその後の災害関連死に影響が出てくると認識しております。

厳冬期の避難所に必要とされるTKB+Wについては、これまでも備蓄を進めてきたところであり、現在備蓄しているトイレは、既存の便器に排泄袋を被せ、排泄物を凝固剤で固めて、燃えるゴミとして処理する携帯型のものであります。これは、発生後すぐに使用できる利点がありますが、備蓄数がまだまだ充足していない状況であります。

議員ご提案のトイレトレーラーについては、災害派遣トイレネットワークプロジェクトの「みんなが元気になるトイレ」によると、プライベートが確保された4つの水洗トイレがあり、充電式バッテリーが搭載され、被災直後の少ない人手や断水下でも使用可能となることから、効果的なものと考えております。一方、大規模災害で道路が寸断された場合に、避難所まで到着できないことや、給水・排泄タンクの処理などの課題もありますが、道内では沼田町が導入した事例もありますので、調査・研究をしたいと思います。

2点目のキッチンカーについてですが、北海道主催の厳冬期防災訓練に防災担当職員が参加した際には、キッチンカーの温かい食事の提供は体も心も温まり、厳冬期の避難所には必要であると感じたものの、食材の調達や調理する人員の確保など、運用面での課題も感じたと聞いております。キッチンカーについても、先月、鷹栖町で「日本キッチンカー経営審議会」と協定を締結したとの報道がありましたので、今後、情報収集し研究したいと考えております。

3点目のベッドについては、当町においても、床からの冷気や床の埃を吸い込むことを防止する目的で備蓄を進めております。簡易型ベッドについては、段ボールベッドよりも収納スペースを取らないことや、組み立てや搬送が容易、繰り返しの使用が可能などの良い点がある反面、段ボールベッドのほうが寝心地が良いという意見もあるようです。こうした災害関連用品については、年々進歩している状況ですので、その都度、適切なものを選択し導入してまいりたいと考えます。

今回の能登半島地震の際には、総合病院の医師や看護師らによるDMATの派遣のほか、 北海道の要請により、保健師及び一般職員の派遣登録を行ったところであります。人的・ 物的支援の両面で広域的に被災地域へ協力する体制は、今後広がりを見せていくのではな いかと認識しております。

当町においては、令和6年4月から危機対策課を新設し、防災体制の強化とともに、各種防災関連事業や啓発活動などをさらに推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。
- ○議長(千葉 隆君) 赤井さん。
- ○1番(赤井睦美君) トイレ、みんなのトイレですが、全国で 20 箇所、北海道では沼田町が導入していますが、これはみんなで支え合おうって精神のもとに始まった取り組みなので、今おっしゃったように、キッチンカーでも人が足りないとか、トイレトレーラーに給水する人が足りないとかっていうのは、やっぱりお互いに災害のあった町とない町で助け合う精神だと思うんですね、でも人口減少で一つの町だけではやっていけない町がたくさん出てくると思うので、そこで、この精神にならって八雲町は北海道全部が一斉に被災するということはあり得ないと思いますので、たとえば人口の似たような近隣の実態、森町は一緒に被災するかもしれませんが、倶知安町や白老町、少し離れて岩内町、そういうところと連携することで、キッチンカーの仕組み、イタリアではそうですが、被災した町じゃない人のキッチンカーが違う町の人を乗せて来るとなっているので、そういうところと連携してお互いに役場の方が、八雲町で被災があったときに役場の方は自分の家も大変なのに全部やらないとないっていうのは不可能ですから、他所の町から派遣してもらう。そういうかたちをこれから作っていくべきではないかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。
- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 赤井議員ですね、私もこの能登半島地震でかなり災害のときの考え方はガラッとというか、かなり変わりました。赤井議員さんがおっしゃっているとおり、この地域と連携していくというのは、すごく大切だと思っています。

私も今回、能登半島について北海道から派遣しているということになるので、私はやはり今考えているのは小牧市との災害連携協定を結んで、もし災害にあったときには、お互いに協力体制ができる。先ほど言った北海道と名古屋、愛知県と災害が同時に起きるということはほぼないので、その辺の連携は大変必要ではないかと、今回感じまして、今年ですね、また小牧市に行きまして、その辺の話をしながら来年度中には連携協定を結びながらやってみたいと、小牧市であれば職員も2千人以上いますし、財政的にも豊かな町なので、その辺は友好都市をやってきたので行けるものと感じていますので、詳細がある程度進んだら報告しながら進めて行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。
- ○議長(千葉 隆君) 赤井さん。
- ○1番(赤井睦美君) 是非、道内でも連携したほうがいいと私は思います。

それで先ほど道路が寸断したらって、今、能登半島にもトイレトレーラー行っていますが、危機対策課ができたら災害が起きたときに、今、ドローンとか使ってどこの道路が大丈夫でどこが駄目か、そこへ行くためにどうするか調べて行くんですね。だからそういうことを日頃から調査の仕方、そういうことも勉強しながら、災害が起きたら今回はここを通れるとか通れないって連携しながらやっていけばいいと思うし、八雲町は災害の少ない町なので私は助けに回るほうが多いと思っていますから、是非、近隣町が困ったときには助けに行くってかたちを取ってほしいと思います。ですから小牧市ももちろん、八雲町にとっては大切ですが、道内の近隣の町も助けるということを考えたら、ぜひ近隣の人とも連携してほしいと思いますが、その点はいかがかと、それから日頃、日常的にドローンで調査をするっていう考え方はあるか。ごめんなさい、一問一答だけど二つ聞いてしまいました。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) この近隣町村とはですね、やはり連携はしていくのは必要だと思っています。我々、渡島町村会、また檜山町村会があるので、この辺、北部渡島檜山と連携していくのも大切だと思っています。

先ほど赤井議員から、トレーラートイレ、これは私もこれを見ながら、いろんな状況を 見ながら必要だと思っていますし、キッチンカーも必要だと思っています。これについて はまだまだ私の想定ですが、新しい役場庁舎のそばに大きな広場、防災の道の駅だとか、 防災公園がありますので、その辺もトレーラーハウスだとかキッチンカーの配置をしなが ら、普段はそこで活用して、災害に遭ったときはそれを上手く活用できる、さらに裏手に は航空自衛隊もありますので、この辺、連携できるものということで、まだまだ私の想定 ですが、先ほど言ったとおり、今4月から危機対策課ができるので、その辺、十分に検討 しながら進めたいと。

ただ、我々も佐藤議員からも質問のありました、防災無線を個別に付けるとか、いろいろ毎年想定してやって、新しい情報が入ってきて、こっちもいいんじゃないのってなるので、それはもうある程度やれるところからやっていくのは必要だと思っています。やれるところはやりながら新しいものが出たら、無駄なようでありますが、また新しいものを整備していくってことで進めなければ、なかなか災害のときの緊急の対応は難しいと思っていますので、それはまた議員の皆さんと協議しながら進めて行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。
- ○議長(千葉 隆君) 赤井さん。
- ○1番(赤井睦美君) そういう今日の今朝の道新に防災無線が停電で使えなかったとかって出ていましたね。そういう防災無線でもiPadでもなんでもいいですが、私は訓練が大事だと思うんですね。保育園は一律毎月一回、避難訓練をしないといけないから毎月していますが、やっぱり4月あたりはブーってなると泣き出すとかありますが、慣れてくると俊敏に動くんですね、子どもたち。だからなにも職員はそんなに声を上げなくても避難が順調にいくので、是非今、あまり訓練している町内会がないので、毎年いろんなかたちで訓練をするってかたちにしていかないと、いくら震災ですって知らせても、訓練していないとどう動いていいかわからないというのは一番の問題だと思うから、是非訓練にも力を入れてほしいと思いますが、いかがですか。
- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 赤井議員さん、本当に私もそう思っています。この訓練も変な話、 役場の中でもなかなか、今年も1月1日我々集合するときもなかなか連携だとか、どうやって行こうって、そのときにどういうふうに動くかって私たちも含めて職員の動き、さらに警察や消防や自衛隊や、その機関と連携していく。

それから先ほど言ったとおり、これから災害連携協定を結ぶ。近くのところとも連携していくだとか、各町内会、各地域、この辺とですね、本当に毎年のように、下手したら毎月やるような地域別にしながらやらないといけない。その認識を新たに。

ただ先ほど言ったとおり、いま係しかいなかったので、今回は課になって今のところ5 人くらい、まずは専門職員に担当させると。そしたらもっと人数が多くなる、そんな雰囲気もしながら訓練は進めて行きたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。
- ○議長(千葉 隆君) 赤井さん。
- ○1番(赤井睦美君) 今のもう小学生以上はみんな、幼稚園ももちろんですが、洋式トイレしか使ったことがないので、災害だと来ますよね、トイレが、国から。でもあれは和 式が多くてトイレトレーラーの重要性は自分の町だけではなくて近隣も考えて、ほとんど

自己負担がゼロなので、沼田町ではクラウドファンディングで募集したら 870 万円くらい 集まったそうなんですね。このクラウドファンディングもこの会社でちゃんとやってくれ るので、是非八雲町にはお金がいっぱいあるかもしれないけれども、お金をかけなくても できるトイレトレーラーの導入とキッチンカーを導入してほしいと思います。そして災害 が少ない町ですから、他の町を助けるって気持ちをみんなで持っていきたいと思います。

二問目にいきます。八雲町が目指す人材育成とは。

八雲町は、2016 年から産業人材確保・育成事業を計画して取り組み、その総括もあやふやなままに、2020 年産業に携わる人材を自治体、商工業界が一丸となって育てていこうという目的で株式会社「木蓮」が設立されました。会社設立の話があったとき、「会社をつぶしても若い人はつぶさないでほしい」とお願いしましたが、それはかないませんでした。更に今、熊石地域の「すまいる」を購入し、そこを拠点に関係人口の拡大を図るために、若者の力を投入しようとしています。八雲町における「人を育てる木」の根本はどこにあるのでしょうか。「木蓮」も「すまいる」の活用も、担う人たちはそれぞれに仕事を持っていて、副業のように取り組んでいます。もちろん失敗しても自分の仕事があるので生活の基盤は安定していると思いますが、果たしてそのようなやり方で、持続可能な取り組みを展開する事ができるのでしょうか。そのような方法で、他の若者が魅力を感じて集まってくるのでしょうか。どんな産業においても、そこで活躍する人が育たなければ、その職場は停滞してしまいます。そのための税金投入だと思うのですが、計画性が見えてきません。

そこで3点についてお伺いします。

- ①2016年からの産業人材確保・育成事業の取り組みをどう総括していますか。
- ②人材育成の持続可能な取り組みをどのように展開していこうとしているのでしょうか。
- ③八雲町が目指す人材育成とは何か。をお伺いいたします。
- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 赤井議員の2つ目の質問にお答えします。

はじめに、1点目の2016年からの産業人材確保・育成事業の取り組みをどう総括しているのかについてですが、産業人材確保・育成事業(通称「リプモ事業」)は、就業者の高齢化、後継者不足による労働力の不足や生産力の低下に対し、バランスの良い産業構造を活かした課題解決策を全産業界あげて検討、実行するための新たな仕組みを構築することを目的に、2016年から4年間を事業年度とし、担い手対策の議論、体制運用の実証実験、就業促進やまちのPR媒体の作成をメニューとして取り組んでまいりました。

リプモ事業の成果としましては、担い手対策においては、新規就業を支援するための新たな仕組みづくりや、人材確保・育成の総合マネジメントを行う組織を本格稼働させる必要性など、課題と対策について議論を重ねた結果、酪農業においては酪農研修牧場の設立に向けた動きにつなげることができたこと、商工業においては、まちづくり会社の設立に向けた動きにつなげることができたこと、農業者の生活支援として農業者研修家賃助成を実現したこと、就業支援として奨学金返済支援を実現することができました。

体制運用の実証実験においては、地域おこし協力隊を活用したマネジメントとして、町内の空き店舗を活用して物産販売や、賑わい創出のための実証実験を実施し、コミュニティの場としての役割と提供をすることができたほか、この実証実験から、地域おこし協力隊を卒業された方がコミュニティスペースとカフェとして令和2年5月に起業され、商店街の活性化に貢献していただいているところであります。

また、就業促進やまちのPR媒体の作成においては、町外向けとして、八雲町で働き、暮らすことに興味がある方に向けて、仕事と暮らしにスポットをあてて、八雲町に実際に移住して働いている方の声や、産業構造などを掲載した冊子「ちょうどいい"いなか"八雲町」を作成したほか、町内向けとしては、実証実験のメインプレーヤーである地域おこし協力隊の活動を発信するための広報媒体「協力タイムス」を発行し、就業促進や移住定住に向けた情報発信を行ったところであります。

4年間のリプモ事業は一定の成果はあったものの、全ての課題解決には至らなかったというのが総括でありますが、一方で、課題を全て解決することは非常に難しいということも現状であり、人材確保・育成の継続的な取り組みが重要であることの認識は変わりないものであります。

次に、2点目の人材育成の持続可能な取り組みをどのように展開していこうとしているのかについてですが、人材育成は、企業の業績向上や生産性の向上のため、従業員の知識や能力などのスキルアップを図ることであり、それぞれの事業所においては、日ごろから人材育成に取り組まれているものと考えますが、これを持続可能な取り組みとするためには、人材の確保が一番重要であると考えております。人材を確保することができなければ育成もすることができず、担い手不足により町内の各分野において衰退を招いてしまう恐れがありますので、各分野の現状に合わせ、効果的な施策を研究し、展開してまいりたいと考えております。

最後に、3点目の八雲町が目指す人材育成とは何か、についてですが、2点目の答弁と 重複しますが、八雲町が目指すものは働く人をつくり、住み続けてもらうことであります。 町や地域産業を持続可能なものとするためには、この町で働く人が必要であり、各分野の 現状に合わせて施策を展開していく必要があることから、関係機関と連携して現状把握に 努め、既存の制度の効果検証や新たな制度の検討など、どのような施策が効果的なのか模 索をしながら、永遠の課題である「人材確保・人材育成」に引き続き取り組んでまいりた いと考えております。

- ○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。
- ○議長(千葉 隆君) 赤井さん。
- ○1番(赤井睦美君) 町長がどんなまちづくりを目指しているか、昨日の執行方針でわかったんですが、そのためにどんな人材が欲しいと思っているのか教えてください。
- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) どんな人材かは各分野で違いますが、やはりですね、ここで働い

て住み続けていくって人材が必要だと考えています。それは八雲で生まれた人もそうです し、移住してくる方も、ここに住みついていただくのが一番だと私は思っていますのでよ ろしくお願いいたします。

- ○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。
- ○議長(千葉 隆君) 赤井さん。
- ○1番(赤井睦美君) 本当に来てくれたらずっと居てほしいって私も同じです。そのためにどんな環境が必要だとお思いですか。
- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) これはですね、大変難しい問題だと思っています。私が若い頃とはちょっと今の時代と違って、ある程度の一つの方向に向かっているようなそんな雰囲気ですが、今若い人のいろんな話を全て聞いているわけではないですが、若い人の考え方は千差万別でいろんな方がいて、我々こっちに向ているのかなと思ったら、こっちに向いていたり、大変そういう方々をどうやって育てていくか、そうやって集めていくか、どうやってこの八雲町に住み続けていくかというのは大変難しい問題ですが、諦めずに続けることが大切だと思っています。よろしくお願いいたします。
- ○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。
- ○議長(千葉 隆君) 赤井さん。
- ○1番(赤井睦美君) 今はリプモとか木蓮とか商工業の関係だったんですが、人材育成でいくと役場の中でもあって、人材育成基本方針って作ってると思いますが、町長はそこを何を一番メインに作られましたか。
- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 当初はですね、スキルアップだとかを考えましたが、ちょっとこの頃変わりまして、ちょっとメンタルの強い人ということで、ちょっと方向性を変えていかないと、なかなか先ほど言ったとおり、私の若い頃よりちょっと私たちがそのことということも若い人には心に響くというのがあるので、メンタルだとかを気を付けながらですね、この役場の中のそういうかたちで進めて行かなければならないって感じているところです。
- ○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。
- ○議長(千葉 隆君) 赤井さん。
- ○1番(赤井睦美君) どの職場も本当にそのとおりだと思うんですね、そういうメンタルもそうですが、たとえばこの人にどんなふうに成長してほしいかって雇うほうも思いますが、雇われるほうとしては、ここでどんなことができるのかってことをちゃんと話せて、そしてそれを助けてくれる人がいて、そういう環境がすごく大事だと思うんですね。そういう研修を果たしてできているのか、役場だけではなくていろんな企業とか、そこそこの業界で。

たとえばですが保育園だけでいったら、うちの職場だったら、職員たちに、もちろんたくさん望むことはありますが、じゃあその職員が抱えている問題を私はどれくらい把握しているのかということで、やりたい研修をどんどん出してもらって、もちろんお金に限りがあるので全てはできませんけれども。そうすると、この人はどんなふうに成長したいって思っているのかってだんだん見えてくると思うんですね。そういう研修の場をどんどん作っていく。町はお金があるし、もちろん木蓮だとかもそういうための組織だと思っていたんですが、なんかこの間一般会議をしたら、どうも木蓮の人を育てようって雰囲気を感じられない。そのやり方にね。

だから本当に町長は木蓮を作ったときに、その人たちに対する思い、その思いで八雲町のいろんな若い人いろいろ聞いたとおっしゃっていましたが、この人はどういうふうに成長したいと思っているのか、そのために大人というか、年上の人たちはどう支援していくかを本当に考えてくれていたのかなって、一般会議で思ったんですね。

町長は残念ながら八雲にいる時間が少ないので、是非私は、困ったときにどの業界でも、 それから今外国人がたくさん来るって機能おっしゃっていましたが、その人たちが相談で きる組織はあったほうがいいと思うんですね、それは全て総務課になるんですか。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) まず役場の中でいうと、前回の質問の中でも話したとおり、今だんだん役場の職員も定年延長が進んでいるので、60歳以上の退職前の方が延長した方を本当にいろんな部署を回っていますから、その人たちを相談に乗ったりとか、そういう部署を考えながら進めようと思っていたら、今回なかなか乗ってくれなかったということもあるので、それと職員についても、もうちょっと不足しているので役場の中はそういうかたちで相談できる、そこにいる人の配置する人の、人にもよりますが、若い人が気軽に来て相談したり仕事がわからないことを教えたり、そんなことを想定しながら進んでいます。ただすぐにいかないということは理解していただきたいと思います。

また今おっしゃっているとおり、私も木蓮は自分が経験しながら、そこで経験を積んで、また新たなところに向かっていこうっていう、そういう人を育てたいって思いでいましたが、赤井議員さんがおっしゃっている、なかなかそこまで行ってないのが現状なので、先般、昨日、斎藤議員さんからも質問がありましたとおり、ある程度のお金も必要なんじゃないかって考え始めました。そこに相談ができたり、産業で若い人がやりたいっていうときに、何か使えるものや支援できるものがあればいいって、斎藤議員さんの質問からもそういう思いがしたので、基金とかそういうものも使いながら何かそういうこともできるかなって、人材育成はいろいろ模索しながら、なかなか上手くいかないけれども続けていくというのが大事だと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

- ○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。
- ○議長(千葉 隆君) 赤井さん。
- ○1番(赤井睦美君) だんだん複雑化してきて、私、農業なら農林課とか漁業なら水産

課とか、一つの課で対応できない時代になってきてると思っているんですが、それで長野県川上村では日本一のレタスの生産地なんですね、そこはやっぱりITと共同して、まず1年間の天気予報を全部の農家に知らせる。それは農林課の方ではなくて八雲でいうと情報室の人と一緒にやっていると思いますが、そして技術を導入して、今では農家、平均の収入が2,500万円で、それから皆さん後継者として定着するから、出生率が全国のトップクラスで、さらにそこは健康・福祉・医療を一元化してみんなで支えていこうって、一人当たりの年間の医療費が非常に低いそうです。そういうふうにして人口が少ないって言ったらそれまでですが、いろんな課が連携して農業のレタスの生産を高めようとしたときに、農林課だけではなくて、片や健康も大事だからこっちもこっちって一緒になってやっていくって仕組みを作っていかなければ駄目なんじゃないかなって。

町長は前に機構改革で子育てを隙間なくずっと一貫してできる課を考えていきたいとお っしゃっていましたが、今段々そういうふうに定着できるための機構改革というか単課で 対応するのではなくて、いろんな課が連携してできるっていう、そういう仕組み作ってい ったほうがいいのではないかというのは、ある方がどこかに相談したら、うちの課ではな いって言われた人がいて、うちの課ではないんだろうけれども、連携してやっていける仕 組みができてたら、もっとそういうことではなくて展開していけるのではないかと思うん ですね、ですからせっかく研修牧場もお金をかけて作って、サーモンもお金かけて取り組 み、木蓮もお金をかけて作ったんだから、いろんな人から応援してもらえるように、それ をもっともっと拡大できる仕組みを作っていかないとない。今は作ってしまったらおしま いって感じがして、会社だから任せても仕方ないですが、木蓮も任せっぱなし、社長さん が大変大変っておっしゃっていて、研修牧場も研修どころじゃなくて日々の農作業をこな すのが精一杯って状況だったり、そんなところで、やっぱりお金も出し声もかけて作った なら、もっとそれを大切に育てていく、その姿勢を見て、ほかのところにそういうことっ て波及していくと思うんです。だけど今みたいにやりっぱなしだったら、このあと八雲町、 本当に大丈夫なのって不安になるので、特に若い人、だからその若い人達になんかこの町 面白そうだなって自分たちの思っていることやっていけそうだねって思える、そんな仕組 みを課の連携を通して作っていってほしいと思いますが、その辺はいかがですか。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) この課の連携は大事だと思っています。

本当に子育てにしても一方に聞いたらそこじゃないって、特に私も孫だとかいますので、本当に嫁さんやいろんな方から本当に八雲町、本当に子育て真剣にやってるのって、行ったら入れない、ちょっと待ってください、本当に身に染みています。その辺ですね、本当にこれから子育て支援にしてもがっちり、私たちどっちかといったら役場庁舎ができてからってことで機構改革と言っていましたが、それじゃあ間に合わないなって言うのがこの頃の先ほどの災害と同じで、そんなことこっち移ったらじゃなくて、やはり今からやっぱりやっていかないとならないって、ちょっと思っているところなので、ただ先ほど言った

とおり、役場の職員の人数も足りないので、今度は社会人枠でも専門の人を、そういう関係の人も集めながらやっていきたいと思っています。

それから良かったなと思うのはですね、私どちらかといったら研修牧場にしても木蓮にしてもサーモンにしても私があまり口出したりお金を出したら、議会から、町長いい加減にしろってことで、社長もやめてってことで、私はどちらかといったら任せようって任せて育てようって思いもしましたが、今回、赤井議員さんの質問で、もうちょっと絡んでいったほうがいいんじゃないかって意見だったので、その辺は私は本当はやりたいことなので、今日は本当に元気をいただいたって思いで、これから予算だとかいろんな部分を提案しながら進めたいということで思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。
- ○議長(千葉 隆君) 赤井さん。

○1番(赤井睦美君) 研修も含めて私、民間の力をもっと活用したほうがいいと思うん ですね。役場の職員って限られていて人数がすごく少なくて、毎日見ていてもみんな忙し そうで、昔、課長さんって、本当に昔ですよ、課長さんって行くと、のんびり新聞を見て いた人が多かったんですね。今みんな必死にパソコン打って必死に働いているじゃないで すか。もう課長さんが倒れたら全部駄目なんじゃないてくらい、そんな大忙しという、そ こにまたこうすれあぁすれはとっても気の毒で、と言いながら連携しろって言ってるんで すが、やっぱりそこは民間に任せるところはしっかりと任せて、研修でもなんでもね、そ のために企業版ふるさと納税の人材派遣、私はそこで是非、民間の方を呼んで研修してほ しいって、いろんなことで。それでIT関係も1年なり2年そこにお願いして一緒にやっ ていけたらいいのではないかって言ったんですが、どうも企業版ふるさと納税は研修牧場 とサーモンしかあげてないから、人材育成とかそういうことにはできないって話、お断り があったんですが、これからでも申し込むなりして、民間の人たちを大いに導入して研修 でも、それからITの広げ方でも、どんどん活用したほうがいいと思うんですね。せっか くのお金だからあまり会館だとかハードに使わないでソフトのほうに使って人を活かして いってほしいと思っています。

八雲町はすごく魅力的で、今、外国人のヘルパー制度って1か月か2か月だけですが来るって制度があって、今もドイツと台湾から昨日ちょうど来ていた人がいたんですが、やっぱり八雲をすごく気に入っているんですね、2か月くらいいて、インドの人は非常に気に入っていて、4回も来てるんですが、八雲町ってきっとすごく魅力的だと思うんです。ですから外部の方を呼ぶことによって内部も充実し、そしてそれが外にもPRされて、どんどんいい効果が生まれていくと思うので、やっぱり民間の力を十分に活かして、自分たちだけで頑張ろうとしないで民間の力も活用しながらみんなで高め合っていくっていう、そこが一番大事だと思いますがいかがですか。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 赤井議員ですね、私も本当に民間の力を借りるのは必要だと思っ

ています。この企業版ふるさと納税も計画をつくって5年計画で進んでいるという、特殊な、ちょっと普通の企業版ふるさと納税、ちょっと特殊なので、その辺、次の5年間企業版ふるさと納税を募集するということになると思います。多分これも5年間のことで、なかなか次の年は無理で、ちょっとその辺はさっき言ったとおり5年間で次まで行くか決まってないので、それは決まり次第、人材の派遣だとかそういうものを含めてやっていきたいと思っています。前回ですね、情報とソフトバンクの会社に訪問したときもソフトバンクに出向させるってこともI T企業に出向させる、来ていただくのもありますが、執行するというのもあるので、たださっき言ったとおり、八雲町の職員が足りないので、なかなか持ち出せるというのはまだ少ないんですが、その辺を民間企業に出向 $1\sim2$ 年させて、それを持ち帰ってくるとか、企業版の人材企業版ふるさと納税もPR していきたいと、その代わり私はまだ八雲に居れないことも多くなると思いますが、一生懸命やっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○1番(赤井睦美君) 議長、赤井。
- ○議長(千葉 隆君) 赤井さん。
- ○1番(赤井睦美君) 是非、八雲町の魅力を大いに発揮して、みんなが本当に住んでいて良かったなとか幸せを日々実感できる町にしてほしいと思うので、ソフトの面にたくさんお金を使ってください。よろしくお願いいたします。いかがですか。
- ○議長(千葉 隆君) 以上で赤井睦美さんの質問は終わりました。 次に、三澤公雄君の質問を許します。
- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 八雲町の災害への備えは十分だろうか。 石川県能登半島地震の被害の大きさには、あらためて厳冬期における備えは十分なのか。 という危機感を強く持ちました。ポイントを絞って確認いたします。
- ① 避難の誘導などの支援をする側の人員確保は足りているだろうか。特に職員や家族も被災されている場合については、どのようになるのでしょうか。
- ② 初動の遅れは災害関連死が増えると確認されています。被害の全容把握の迅速化に何か工夫をしていますか。
- ③ 避難所の設営・運営ではスフィア基準など、何か目安にしているものはありますか。
- ④ 備蓄に関しては、毛布でいいんでしょうか。寝袋の数は。札幌市はストーブの数を倍に したそうです。八雲では足りているのでしょうか。寒さへの対応は大丈夫でしょうか。
- ⑤ 地震に関しては、旧耐震住宅の存在がクローズアップされていますが、八雲町ではどの 程度の住宅倒壊を想定していますか。
- ⑥ 新庁舎の避難場所としての備えは大丈夫でしょうか。 以上、お伺いいたします。
- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 三澤議員の質問にお答えします。

まず、1点目の質問ですが、災害発生時の職員の参集については、「災害時職員初動マニュアル」で参集基準を定めておりますが、職員やその家族、家屋が被災した場合の参集要領としては、まず家族の安否等を確認してから参集ということを定めております。

2点目の被害状況の全容把握の迅速化については、現時点では、現地確認が基本的な方法となっているほか、消防や警察など防災関係機関が連携し状況把握に努めることとしております。しかし、大規模災害による交通遮断等で現地へ行けない場合には、北海道や自衛隊への防災へリ等の出動要請をすることとしております。

3点目の質問ですが、スフィアの基本理念は、災害や紛争の影響を受けた人々には、尊厳のある生活を営む権利があり、災害や紛争による苦痛を軽減するために実行可能なあらゆる手段を尽くさなくてはならないというもので、「スフィア基準」においては、たとえば、避難所の居住スペースを1人あたり最低3.5㎡、トイレを20人に1基など、様々な基準が示されております。当町では、「避難所運営マニュアル」を策定しておりますが、スフィア基準のような具体的な基準は設けていなく、避難所運営にあたっての流れや役割などについて定めたものとなっております。

4点目の厳冬期に対応した災害時の備蓄品についてですが、当町においても厳冬期を想定して、石油ストーブやジェットヒーターなどの暖房器具、また、段ボールベッドや毛布についても計画的に備蓄を進めており、引き続き備蓄について努めてまいります。

次に5点目の質問ですが、平成22年2月に策定された八雲町耐震改修促進計画によると、 黒松内低地断層帯の震度5強の地震では、全半壊棟数が約275棟とされております。

また、平成30年2月に北海道が公表した地震被害想定では、北海道南西沖地震が発生した場合に、全半壊棟数が341棟の被害があるとされております。

最後の6点目の質問ですが、新庁舎については、災害時の避難施設として受け入れるものとして整備する予定となっております。災害対策本部や要配慮者の受入れを想定しているエリアでは、非常用発電機により72時間電力供給が行える予定となっております。

また、公民館機能等による一般避難者の受入れエリアでは、蓄電池による電力供給が可能となっており、災害時の停電に備えております。さらに、旧養護学校体育館についても 避難所として活用する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 質問ではポイントを絞ってといって6点で絞ったつもりだったけれども、なまら広い感じなんですが、一つずつ順番に確認して行きたいと思います。

まず①のいわゆる支援する側の人員確保についてのご質問をしましたが、職員が被災した場合はって質問に対しても、まず家族の安否確認やら、そちらを優先してほしいということだったので、それを聞いて安心しました。被災自治体の職員の過労というか働き過ぎは今回の石川の地震でもかなりクローズアップされています。休みなく働いている現状がありますから。

一方で先ほどの赤井さんの質問でもたびたび出てきましたが、当自治体での職員数が足りていない現状もわかっています。それで消防、消防団の力も借りて初動には動くんでしょうけども、やはり備えないところに備えがないと、実際起こったときにはあたふたしてしまうので、今年の予算の目玉で危機対策課というものを新設するというのであればですね、是非日頃、まずこの①に関しては行ってもらいたいと思うので、自治体職員でカバーできるのはここまでだというところを明確にしておいて、あとの部分は共助、共に助け合うという意味で民間の力を借りて最初からいくつか分野に分かれて、いざとなったときに協力してくれるチーム編成ができるようなことを考えたらどうかと思っています。

一つは、今回の石川の地震では本当に初動が遅れて道路が寸断されて、その道路の復旧、 地割れ等で車が通れないとかってところも、かなり後から入ってきたNPO組織の力を借 りて直しているのが、2か月経った現状でいっぱいまだ散見されるんですね。

そういったことを考えたときに、まずチーム編成で考えないとないのは、八雲にはいろ いろなそういった重機を扱う業者さんもいますから、いわゆる一括りにしたら申し訳ない ですがガテン系というかそういった作業を手伝うことができるという個人的な手を上げる チームもいたら企業としてそういった災害復旧に応援できるっていうチーム編成するとか、 たとえばもう一つは、町長は炊き出しを災害時これまでは否定してきた部分が相当あると 思いますが、自衛隊に頼ったらいいと、でも今回この厳冬期での地震となったら、これ後 半にも触れる部分ですが、寒さ対策の部分では僕は温かい食事の提供はかなりウエイトは 大きいことだと思うんですよ。単純に温まるだけではなくて、食事で内側から温まるとい う意味でも。だから災害時に協力できるチームを作るうえでは、私は調理師の資格を持っ てるから、そのときには炊き出しチームに応援できますとか、そういったこう分野別に分 かれて、町民がどこまでその非常時に応援が来るのかって登録制度みたいなかたちで、今、 人材バンクって登録の仕方もありますが、それをもう一度焼き直しして災害に特化したか たちでの民間支援の応援部隊を用意しておく、いざとなったときにはそこに連絡して、そ の時その時に応じて派遣できるっていう、そういった考え方は僕はこれまで取られてなか ったんじゃないかと思うんですが、まずその点で民間活用って一緒に働こう、共助という チームを災害に備えてリストアップしておくことに関して、今現在どのように考えられて いるかお伺いいたします。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。

○町長(岩村克詔君) この能登半島でやっぱり道路が寸断して重機やそれを動かせる人が少なかったということで初動が遅れたということで、八雲町は建設協会とそういう協定は結んでいますが、実際に訓練はしていないので、しっかりと今回この能登半島の地震でいるいろ課題がたくさん出てきたと思っているので、三澤議員さんがおっしゃっているようにこの件についても連携協定は結んでいますが、実質、先ほどいった訓練で、どこの土建屋さんからショベル持ってきてとかダンプ持ってきてって訓練も必要なんじゃないかってさらに新たに思いました。

ただ4月から課はできますが、すぐに全ていけるんじゃないけれども、そういうのを想定しながら民間の力を借りていくということは必要ということを私も認識しながらまた議員の皆さんとも議論を重ねながら深めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 僕も何度も言いますが、今回のこの正月の石川の地震で認識を新たにしました。災害に関しては僕は予算決算、一般質問でも何度も言ってきたので、八雲に関しては変な話、大概のことは備えられているってちょっと自信めいたものがあったんですが、今回の石川の被災と、あまりにも初動の遅れを見たときに、これは油断してたらとんでもないことになるなって、僕自身もいろいろ関わって避難訓練めいたものを企画してやるってこと、もっともっとやらないとと言ったけれども、振り返っても一回しかできてないんですね、もっと民間に働きかけて担当課と一緒にやりましょうといったけれども、ただこれはやっぱり町長も認識を新たにしたというので、本当に少なくても1年に1回いろんな分野で用意していたものがちゃんとできるのかってことが、これは本当に何がしかいろいろ手段を使って企画しないといけないと思います。これは本当に議会議員としても宿題として考えないといけないと思っています。

それでもう一度①に戻りますが、大きな災害をどこまで想定するかっていうのがかといって想定していないものは動けない、それで今、人員に関しての質問で①やっていますが、もし大きな災害があったときには、他町からいろんなボランティアとか応援職員とかが入ってくると思うんですよ。

ただ良かれと思ってきたのに使ってもらえない、上手な指揮命令系統ができてなかったら使えないと思うんですね。今、八雲町の場合そういった外部から応援部隊が来たときに上手にその人たちのキャリアを活かすところに配置して活動してもらえるというのは、今のマニュアルに想定されている中でどこまで準備されているでしょうか。

- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) ただいまのボランティアの受け入れの話なんですが、具体的にですね、受け入れにあたっての基準はどういうふうにやったらいいって詳細なものは定めるのは現在はないです。ただボランティアの受け入れとなると三澤議員が今おっしゃった民間の力ということを考えたときに、当然、社会福祉協議会との連携も出てくると思うんですね。ですのでそちらのほうがボランティアの受け入れの中心になってもらうとか、そういうふうに分散しないとやはり役場で全部やるというのが確かに困難だというのは想定されますので、その辺、今後、社会福祉協議会だとかを入れて話を進めて行かなくてはならないのかなって認識しております。
- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。

○8番(三澤公雄君) そこで新しくできる危機対策課、すぐには動けないんでしょうけ ども、そういったところ、今、総務課長が言った答弁では僕は十分ではないと思うんです ね、先ほどガテン系って言葉を使いましたが、NPOでもそういった作業するのに特化し たNPOだとか佐藤さんの質問にも出てきた福祉避難所や、そういった災害弱者の支援に 特化したNPO、そしてNPOには属してないんだけれども、そういった支援を災害地に 入った経験のある個人の方だとか、分野に応じていろいろある。だからその人達がやりた いことに向けていかないと、もったいないと思うので、だから窓口も総務課一つってこと も不安でしょう。かといって総務課長がおっしゃったように、社会福祉協議会といっても、 そこでもちょっと分野とは違う人達もいると。だからそこもやはり上手に想定して配置し ないといけないって考えたら、まさしく今、今年目玉の危機対策課ってことは実説を得た というか、作った以上はやっぱりそこにしっかりと活躍してもらう、じゃあ一体どういっ た宿題を与えようかってことも整理しないといけない。大きな災害が起きてほしくないで すが、起きたときに全然困らない、八雲町は備えができている。起きたことこれからこれ を乗り越えて明日に向かっていくって町にするためにはそういった他所から来る応援の人 達も十二分に活用するということは将来の八雲にとっても大事なことだと思うので、是非 想定して適切な配置ができるようにしてもらいたい。これはここで終わります。

一方で、僕は他所の町でできていない部分が一つあるのはボランティアの人たちも石川、 2ヶ月経ちました、そろそろボランティアも疲れてきているんです。自分で賄っています から、変な話へんてこりんな外の目からボランティアに入るんだったら食べ物は避難所で 食べたらいけないって変な監視している人達もいて、でもそれはある意味間違いで、十分 な食料の確保も自治体の責任やら国の責任でやらないといけないし、やったならそこに関 わって災害支援をしている人達にも十分に行き渡らせなきゃいけないと。

たとえばですよ、町長。お金がある八雲町に頼ってちょっと提案ですが、八雲に災害支援で来たボランティアなりNPOが、あとでこういった活動したってことはちゃんと証明される、助けてもらった町民の証言なんかも加えたりして、はっきりとした跡が残っているなら、そのときにかかった実費負担なんかも町が後日ですがお礼としてさせてもらいますだとか、そういった条例なり内規とかが備わっている町だと僕はその応援する側も応援しがいがあるというか来やすい。今その人たちが時間を作ってきているけれども、その時間だって無限ではないし蓄えも無限ではないはず。そこで躊躇する人達も八雲に行った場合はあとから実費は戻ってくるんだっていうのであれば、躊躇なく八雲に支援に入ってくるのかなと思うので、そういった平坦部分の後方支援の仕組みも僕は今だからこそ考える必要があると思いますが、こういった観点でどうでしょうか。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) この災害のボランティアを受け入れるというのはですね、私はその初動のときは多分なかなかボランティアを受け入れるというのは大変難しいだろうと思っています。初動のときは自ら組織を持った、たとえば自衛隊さんとか警察だとか消防だ

とか、こんな方々が初動で入ってくるんだろうなって。ある程度の期間は私も想定できませんが、ある程度の期間を置いて、今度は役場が中心になりながらボランティアを募集してどこどこに配置するとか、そんなことが必要だろうと思っています。この辺についてもこれから対策課ができてからシミュレーションしながらやってみたいと思っています。

それと先ほど三澤議員さんがおっしゃった、あとからというのは私も5箇所ほど災害のボランティア入りましたが、あとから呼ばれたのは神戸の地震のときに2年くらいしてからボランティア入った方に感謝を込めてということで、それは私も行かせてもらって、えらい感激しながら、その頃には少しずつ復旧したのでそういう思いで、あとからのボランティア入ったりフォローも大切だろうって私も認識しますので、どんなかたちかは私もまだわかりませんが、その辺も必要だということを認識しながら危機対策課と協議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 実際に町長もお礼というか、そういう言葉をいただいた。僕は非常に意味のあることだと思いますので、今だからこそ準備できることとしたら、そういった避難が長引いたときに外部支援を受け入れざるを得ない、受け入れたときにどういったお礼ができるかも是非考えてもらいたいと思います。

次に②に移ります。被害の全容把握について、迅速化ですが、これも佐藤さんの質問の中で町長答えていましたが、タブレット全部配るんだと、僕もタブレットまでは思っていませんでしたが、スマホで実際に今、八雲町、LINEを使って情報発信していますが、これを双方向ってかたちで、いわゆる私は今ここで自主避難していますだとか、今私の目の前の橋はこういう状況だとか、そういった避難もしくは被災した住民からの情報も届くようにすれば現地確認が基本ですが、情報があるところに現地確認が行くのと、どこで何が起こっているのか分からない中で現地確認が行くのとではかなり職員の負担も変わってくるのかなと思いますが、そういった可能性なんかは今研究されているんですか。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) その先般、そういう関係の業者さんと話したときは、災害のときもそうですが、普通、普段も交互にやれるようにと考えています。ただそれには人員の配置や受け答えもありますので、その辺ちょっと一回にやるのは難しいですが、それにAIを使うって案もありましたが、質問に対して答えていくというのはありましたが、災害のときはそういうのも必要だと思っています。

ただ受け答えがだいたい8千戸、今考えていますので、家に1個あると家族で使える方がいるので、そういうことで地域の先ほど三澤議員さんがおっしゃっているこの道路が寸断しますとか、こっち側がこうなっているとかって情報もこれからの復旧に対しても大変良い情報になると思っていますので、これは上手くタブレットや相互の情報交流はやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 双方向っていうとちょっと誤解を与えてしまった、ダイレクトではなくても、いわゆる住民側から情報が届く、その届いた情報、ストックされている情報の中で審議をどこかで現地確認して確かめていくっていう、そういったことも災害時にはどうしてもデマ情報、デマを信じてしまったがゆえに、それを上塗りされたような、より信ぴょう性の高い偽情報もありますが、性善説にいたっていい情報も来るという思いでは僕は効果があると思っていました。

あと被害の全容把握ということであれば、避難所に来た方は要するに避難所に行けば安 否確認やら人物の照会なんかもして、この人はここにいるっていうのが掴めるんですが、 いわゆる自主避難、自宅避難された方をどう把握するかという部分で、今、八雲では本当 に幸いなことに大きな災害はありませんが、避難状況の確認は今どういうやり方を、全住 民が把握するってことは大きな災害になればなるほど安否確認は必要だと思いますが、今、 八雲町が用意している住民の安否確認の仕方ってことを確認したいと思います。

- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) 三澤議員、確かに避難所に避難された方というのは名簿なりなんなりが来たときに書いてもらえたら把握できるんですが、自宅避難されている方等々の、そういった方の把握するの術というのは今現在、持ち合わせていない状況にあります。

ですので、災害の規模が大きくなればなるほど、そういう自宅避難ですとか車中で非難されて何日か過ごすって方も出てくるかもしれませんし、片や町外に行ってしまうって部分があるので、その辺の把握は正直今はできない状況です。ですので今、これ理想かもしれませんが町長が申し上げたスマホなりタブレットなり、そういったもので受けれたらそういう可能性もあるのかなってちょっと議論を聞いた中では考えていましたが、現在ではそういった対応ができてるってことはないということで、ご理解をいただきたいと思います。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 幸い大きな災害がないので、全住民のはあくまでは必要がなかったのはそこまでだったんですが、そういったスマホやタブレットなりが十分活用されるなら、割とできる技術なのかなと思いますので。大きな災害が起こったときに把握ができないとですね、たとえば悔しいのはあと半日早くこの人の存在がわかってたら、下敷きになったところから助けられたのにだとか、そういった悔しい例も今回、石川のことを例に出すと想像できるので、どこまで想定するかというのは本当に難しいことですが、機器の発達も考えたら被害の全容把握についてはいろんな手段があるので、これからも是非研究を重ねていってもらいたいと思います。

次、③避難所の設営運営での目安ということでスフィア基準の話をしましたが、スフィ

ア基準って概念的なものを参考にして八雲では避難所運営のガイドライン等でいくつかト イレの数だとかチェックしているということで答弁をもらいました。

ここで避難所ということについての一つ確認をしたいのは、これまで赤井さんの質問の中でも出てきたように、雑魚寝とか、緊急避難だから致し方ないって観点で日本の避難所運営ではされていたと思います。

東日本大震災や熊本地震とかで相当改善されたと思っていましたが、石川の現状ではプライベートゾーンの仕切りもない中での体育館の雑魚寝が未だに行われているのが、本当に初期の段階では見られたので唖然としましたが、八雲の場合での質の向上ってことに対して、これまでの町長の答弁を聞いたらあまり抵抗がないんだなと思います。

改めてここで確認したいのは、普段の生活水準というか、それを避難所に求めても僕は 贅沢だとは思いませんが、町長の今の現状の認識、避難所の生活、避難所の設営レベル、 そういったもので町長が想定しているものは、僕の考えでは行き過ぎだというふうなのか、 その辺確認したいと思います。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克韶君) 本当にこの能登半島地震では私も大分考えたのですが、当初は体育館や学校に避難できたらいいのかなってくらいに思っていましたが、やはりそういうものは必要じゃないかと。ただ八雲町にホテルとかが少ないということで、なかなか難しいんですが、今、赤井さんのさっきの外国人の話もありましたが、結構、短期間にこちらの八雲に仕事に来たり、2~3か月で帰るとか、そういうものを結構、落部地域や八雲地域だとか、熊石はまだ見られませんが、そういうところに、そういうものを建てて逆に活用しながらそこを避難所にというのもありかなってこの間いろいろ想定しながら考えています。

ただ、短期間に来る方々の場所としては有効なのかなというのは思っています。ただそれにしてもお金がかかることなので、維持するのを、やはりお金がかかってくるので、それは慎重にしながら対応していきたいと。

ただ、一昨年前の自衛隊の避難訓練やってるのを見たら、自衛隊が持ってるですね、自衛隊持ってるテントがですね、我々の想像を絶する素晴らしいテントがあるので、エアコンの効いたようなテントを持っているので、そういうのを研究しながらそういうものをどこかに配置しながらもあるのかなと思っています。

ただこれはこの地震でもし津波がきた場合に一週間とか二週間の避難じゃなくて、下手 したら年単位になる避難も想定していかなければならないのかなと私も感じているところ ですので、この辺、費用もかかる面ですので、十分熟慮しながら議会の皆さんに相談しな がら進めてみたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) ホテルだとかそういった施設が少ないってことであればですね、

僕はまず最初に考えないといけないのは、いわゆる災害弱者、佐藤さんの質問でいったところの福祉避難所的な、いわゆる介護が必要な高齢者、それであれば家族と一緒にホテルを優先的にあてよう、乳幼児、授乳、夜泣きとかが想定されるご家族はやはり大きなところよりも、そういったほかの人たちに迷惑がかからない、本人たちも気兼ねしないような、ホテルがいいならホテルだとか、限られたスペースならそこを優先的にどういう人達が使うのか、そういうことも十分に計画していって五体満足で健常な人は、ある程度集団で暮らしていくだとか、そういった色分けというか仕分けも、これも新しく作ったその危機対策課のほうで、これでいいのかってシミュレーションを課だけで考えるんじゃなくて、いわゆる民間のそういった支援してくれる人達だとか、もしくは然るべき委員会がありましたね、災害の、そういった人達、特にそこには新年度からは女性の目線を入れるということで女性員も入れるって約束はされていますから、絶えず弱者になる当事者たちの目線が入る中での運営基準というか、そういうものは危機対策課だからこそ、さらに深堀りしていってもらいたいなと思っております。是非お願いいたします。

それでは次、四番、備蓄に関しての寒さへの対応ということに重点を移しますが、ここで再質問の部分は備蓄品そのものの温かい部分、いわゆる赤井さんで言っていた段ボールベッドだとか、そういった部分も大事ですし、ストーブとかっていうのはもちろんだと思います。それは十分、数的なものはこれからも充実させていってもらいたいと思うんですが、一方でちょっと拡大解釈をしまして、温かい食事を提供する、芯から温まるお風呂の提供は可能なのか、また寒いトイレには行きたくないといって回数が減ってしまうトイレ事情に関して、これを含めて寒さへの対応だということで拡大して再質問させていただきたいと思っています。

先ほどの温かい食事でいうと、町長はキッチンカーについて、だいぶ赤井さんの質問で理解を示してもらったようですが、僕はさらにキッチンカー、トイレカーも含めて、買うってことに関して、少なくてもまず1台は買ってみて、あとは八雲のいろんな技術屋さんやものづくりの腕を活かして、八雲版で改良型を作ってみようと、悪路で引っ張っていけないっていう答弁を町長ありましたけども、少々の悪路なら入っていけるトラクターって、引っ張る存在は八雲にはあるんです。本当にびっくりするくらい大きなトラクターを今、コントラクターという、請負で仕事をする人達は持っています。個人でももちろん持っています。そういった方々が引っ張るということを想定していけば、そのキッチンカー、トイレカーもホイールベース、その大きさなんかを考えたら、相当な、舗装路じゃなくても入っていけるって考えられると思うんですね、そういったものも八雲町で開発するということも僕は、全部が全部買わなくても1台買って研究して、更に改良型を作っていくって考え方で、是非温かい食事やら温かいトイレを提供するという意味でのキッチンカー、トイレカーの拡充は考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) この多分、八雲町内の方であれば、地域の方であれば、多分温か

い食事とかトイレとかも足りなくなると自衛隊にどんどん今、それこそ炊き出しでも何でも自衛隊ができる、特に八雲の移動部隊ですから発電機など持っています。災害のときは どんどんここに来ると考えています。

ただしそのほかの赤井さんが言ったトレーラートイレやキッチンカーは必要ろうだと思いますので、先ほど赤井さんから質問の中で考えていたのは、たとえばキッチンカーに8割補助して使ってもらう、5割なのか全額なのか、その辺の感覚は私はわかりませんが、補助金を出して町内で使ってもらって、災害のときは優先的に使って活用するというのが、先ほど赤井さんの質問の中で、自分の頭の中ではそんなことも想定しながら、補助金を出すと町内でもキッチンカーをやっていただける方がいるといいなってことを想定するので、その辺も三澤議員さんがおっしゃっている八雲独自の車というのは、いろいろ開発するのも必要だし、またやっていただく方もそんな募集もあるのかなと思っているので、その辺も議会の皆さんと協議しながら進めて行きたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思っています。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。

○8番(三澤公雄君) 僕も答弁を聞いていて、そういうふうに想像しました。それで膨らますとしたら商工会や木蓮にお話をして町内の業者で、普段使いも含めてキッチンカーとしての営業をやりつつ、だけどこれは支援を受けているキッチンカーだから災害時にはもちろん君たちも含めて炊き出しを頼むよというような、そういった普段使いと非常時の使い方を一緒にできるって意味で僕もいいアイデアだと思って聞いていました。是非そういうことでお願いしたいと思っています。

お風呂なんですが、これも町長の考えの中では多分、被災地、避難所では自衛隊のお風呂ということも想定していると思うんですが、今回、石川で明らかになったのは、やはり自衛隊のお風呂というのは戦地での活用が主なので、あの屈強な若者たちが使うって意味で段差も相当ありますし、深いですし、だから使いたくてもお年寄りだとかは非常に使いづらいということが今回の中で出てきました。でもお風呂に入ると本当に青白い顔だったおじいちゃんおばあちゃんたちが真っ赤な顔になって芯まで温まるって意味で、僕は災害時のお風呂の大事さが今回改めてクローズアップされたと思いますが、八雲でそういった、想定されるとしたら避難所から各地の温泉に運ぶってことも災害時の特別メニューとしてやっても良いでしょうけども、もう少し被害が大きくなると、その温泉やらお風呂のある施設も使えない場合が出てくるのかなと。そういったときに八雲で使える移動入浴車っていうのはあるのか、またそれは介護されている方の特殊なものなのかもしれませんが、もし足りない、もしくはないのであれば、普段のその高齢者介護者、訪問介護だとかに使いながら場合によってはこういった有事には出動してもらうとか、人の確保等も、これも経験も重ねないといざってときに使えないわけですから、まずは確認します。八雲で移動入浴車という、数は何台ほどありますか。

○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。

- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) すみません、三澤議員さんの移動入浴車ということで、もちろん町のほうでは持っていません。ただ町内にそういったものがあるのか私も把握していないので、多分ないと思いますが、ちょっと把握してみたいと思います。
- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 僕もね、調べが追い付いてないんです。ただ、人が配置できないんだったら普段持っていても使えないんでしょうけど、その辺のニーズの把握なんかもされて、デイ何とかで行って、みんなでお風呂に入るのが楽しみだってお年寄りもいますが、もっと状況が悪くなると本当に自宅でなかなか入浴できなくて、身体を拭いてもらうとかって、今時代も自宅介護に法律も移ってきていますから、場合によっては八雲町も移動入浴車の価値はあるのかなと思います。それにつけても避難生活をしていてもお風呂に入れるってことは、一つ考えてもらいたいなと思います。どうでしょう、お風呂の存在は、避難に関して寒さ対応としてのお風呂の存在はどのようにお考えですか。
- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) この私も先ほど言ったとおり、いろんなところに避難所に避難というか、地震、津波でボランティアに入りましたが、お風呂はかなり難しい問題だってことを認識しています。私の経験では、ほとんどが自衛隊のお風呂に入っているというのが私は今まで見たところでありますし、温泉もそういうところから汲んで行きながら今日はどこどこの湯だよってことで自衛隊のお風呂でやっていると、先ほど言った八雲町は後ろに航空自衛隊があるので、あそこでそういう準備ができます。ただ三澤議員さんがおっしゃっている、移動のできるお風呂が、これがもしあるならどのくらいとか維持費も含めて検討はしてみたいと思います。ただあとは役場の今、たとえば庁舎のそばで防災公園とか防災道の駅を作ったときにセットできるかというものを、先ほど言ったとおり、ちょっとまだ我々の頭ではちょっと想像できないので、その辺研究してみたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) お風呂のことはちょっと場合によっては新庁舎の部分でまたちょっと触れるかもしれませんが、次、住宅への影響想定はということでお聞きしました。数としてはこれが多いか少ないかは判断が分かれるところでしょうけども、斎藤さんの質問でも明らかになったように、耐震についての理解というのが町民の中にもあまり進んでいないという、これは八雲だけではなくて、ほかの自治体でもそうですが、一方でよくよく言われてるけれども、これはどうなんだってことで、いわゆる家財道具、家具の固定というもの。消防署は火災報知機のことだとかいろいろ巡回指導していることはありますが、こういった地震での家具の倒壊、たとえば高齢者住宅、高齢者が住んでいる住宅だけでも

それが十分になされているのかって点検は僕は可能であればすべきなのかなと思っていますが、そういった家具の固定はあくまでも自主努力で自治体としてのそういった被害想定しているのを、何というんですか、家具の固定されている家、されていない家の色分け等はされていますか。高齢者が住んでいる住宅に限ってでも構いません、何かそういった把握がされているのかどうかお聞きします。

- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) 高齢者の部分の今お話だと思いますが、そういったところで 家具の固定、それからテレビ等そういうものの固定というものは、町のほうでは把握はし ておりません。
- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) これなんかも危機対策課の、チーム分けした中で民間からの情報を募るのでもかまいませんが、何か把握しておかないとですね、想定具合にもよりますが、少なくても高齢者住宅だけでもそういったものは把握すべきだと思います。是非お願いします。

それでは次、新庁舎についての備えは大丈夫かということでいくつかお伺いしましたが、 これも僕は自信を持っていたんですが、今回の石川の地震で自信がぐらつきました。たと えばトイレでは、新庁舎ではマンホールトイレというものを議会からも提言して、そうい った設置をしようと、普段のトイレの数プラス実際マンホール上にいくつかトイレを設置 してって話はしていて安心はしていたんですが、八雲のいわゆる下水処理場の立地を考え たときに、どんなときでも使える下水設備だろうかと、浸水の部分もあるでしょう、また あぁいった石川の地震のように断層の影響で配管路がダメージを受けたら、その箇所じゃ なくても末端ほうで受けてしまったら使えないわけですから、そうなったときに考えると、 庁舎の避難場所の機能を上げるってことは、あそこは独立して水の確保も、そしてそうい った下水の処理も独立しているってことが一つの安全になるんじゃないかというふうに考 えざるを得ないですよね。ただ下水を設置している地域で、合併浄化槽が起きるかどうか というような法律面の部分は僕はわからないんですけれども、合併浄化槽みたいなものを 置いたとしても、八雲には巨大な汲取りは畜産業のほうであるから、それを処理する部分 では、業者さんもいますが、もっと大きなものが必要でもそれを、ルール的にはわかりま せんよ。場合によってはバイオガスの中に入れれるだとか、そういった部分で始末には困 らないと思うんです。問題はその被災したときに避難された方が衛生的で温かくて、そし て快適に用を足すことが新庁舎なのにできなかったということにはなってほしくないんで す。どうでしょう、今現在その辺どのように考えていますか。

- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) ただいま確認しましたら、下水道通っているところでも合併

浄化槽が設置できるってことなものですから、場合によっては考えるとしては平常時は下水に繋いでおいて、災害時が発生した場合には合併浄化槽に切り替えるってことも考えられるんじゃないかと考えています。お金はかかりますが。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 今回、質問作る中で悶々と考えていたことでしたが、法的にそれが大丈夫であれば、要はお金の問題だと思いますが、僕は下水だけに頼っていたらせっかく町内でも高い場所に庁舎を作るんだから、あそこは避難のできる場所と謳っていながら、いざ避難したらトイレは今使えませんって、被災して避難所にこれデータとしてはっきりと出ているんです。今回、石川で公表されていたんですが。3時間以内に6割の人がトイレを利用する。ホッと一安心して、そういえばトイレに行きたかったと。あそこに集まった人間が一斉にトイレを使うってことを考えた場合に、備蓄型の簡易トイレで十分なんだろうか、やはり施設として用意してあるトイレも使えるってことを前提にしたうえでの、なおかつ数を増やすってほうが、それをしっかりと確保しないと、安心・安全な新庁舎にはならないんじゃないかと思いますので、今、総務課長からルール的には大丈夫ってお答えがありました。それでは町長のほうでそういった新しい投資をする、安心・安全のために投資が必要ではないかって私の訴えに対して町長自身はどのようにお考えですか。
- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 私もどっちかというと浄化槽に流すようなトイレを多くいようという発想でありましたが、今、三澤議員さんからそんな浄化槽って話もありましたので、庁舎に付けるっていうよりは、我々考えていたのは防災道の駅のところにトイレをたくさん作ろうっていうかたちで思っていました。それとあそこに徳川公園のところに沼もありますので、水はあそこからで大丈夫かなってちょっと思います。とするとそこに浄化槽の設備をして、もしものときにそれに切り替えるってこともありなのかなって、ただ徳川公園の水を見ると、なんか緑みたいな水なので、その辺の質だとか私もちょっと調べていませんが、どこからか湧いてきている水だと思うので、その辺、水と浄化槽とちょっと考えてみたいということでありますので、ただ今の新庁舎ではなくて別にってことを考えたほうが今、実施設計入っている段階で切り替えられるっ、てそんなことも含めて研究を深めたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。
- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) そうですね、新庁舎に限らず新庁舎エリアって中で対処するなら、いわゆる防災機能があるということは謳えると思いますので、もう一つ今、流すほうの下のほうの下水のほうの話ばかりしていましたが、上水道が止まってしまうって可能性も八雲でも少なからずあって、そうなると消火栓が使えなくなる、新庁舎に限っていえば、あの部分での水の確保っていうのはどういうふうになっていますか、非常時。上水道が止ま

ってしまったときに。

- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 先ほど言ったとおりですね、上水道が止まるということは想定していないということで、考えていなかったということで、先ほど答弁したとおり、あそこに徳川さんの公園に沼があるので、その辺の水を汲み上げるということは今から配置しておく、ただどこかにタンクを付くとかいろんなことが想定できるので、その辺、水の確保、また東レの浄化槽の確保の研究を一緒に深めていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。
- ○環境水道課長(横田盛二君) 議長、環境水道課長。
- ○議長(千葉 隆君) 環境水道課長。
- ○環境水道課長(横田盛二君) 水の確保の関係ですが、災害時の対応の緊急用の器具ということで備蓄をしているものがございます。コンボライフといって折り畳み式の貯水槽、これがですね、1,000 リッター用の固定式が 5 基、あと 250 リッター用の荷台に積み込めるようなものが 3 基ご用意しています。あとレスキュータイプといって消火栓が使える場合ですが、消火栓のほうにセットしてそこから仮設の水を取るというセットが 5 セット、あと非常用の飲料水用の袋が 6 リッタータイプが 3 千袋ほど用意してございます。以上です。
- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) そういった非常対応でも水の各お話されたので、少しお話しますが、先ほど何番目かの質問のときに、避難所と在宅避難、自主避難という、ここで石川で明らかになったのは避難所以外のポジションに避難した方々への物資の供給、水の供給がうまくいってなかった。初期も遅れたし、この2ヶ月経った現在、いわゆるペットボトルとかの水での避難物資の底が付いたので、十分にそういった避難所以外の避難している人達に水が回ってないって現実がいくつかクローズアップされています。今言われた緊急時での水の確保、心強い部分があるんですが、そういった自宅、自主避難された方々への水の供給というのも変な話、自助で済ますんでしょうか。僕はできるならそういうところ、ライフラインの確保は公助であるべきだと思いますが、そこへの配慮というか想定はどのようにされているのか。
- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) 三澤議員の先ほどの質問の中でも在宅避難されている方の把握ができないという現状がございますので、今現在そういった方々に対する物資の提供というのは想定されてない状況でございます。そういった方々への配慮ということをおっしゃっております。その部分も必要かと思いますが、あとは私たちのほうでも最低たとえば3日ですとか、そういったものをたとえば自宅で備蓄してということもですね、アナウンスしながら防災対策は進めてまいりたいと考えてございます。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) ここまで網羅的にいくつも質問した中で、できていない部分がお互いに理解できたと思いますが、新しい危機対策課にも宿題として大きくなるのかなと思いますが、是非ここは先ほども触れましたから繰り返しになりますが、その対策課、役場だけで考えない、これはこの新しい課だからこそ、そこは非常に重点を置いてやってもらえたらなと。いわゆる町民の方々と一緒に交流して中身を詰めていくし、その延長線上に避難訓練、防災訓練、各イベントでの防災のいろんな確認だとかそういったものに波及していくと思いますので、新しい危機対策課こそ民間交流を大事にしてやっていってもらいたいと思います。

日々日々、更新していく必要があると思うので、これからもお互い耳をそばだててですね、実際にそういうときになったときに、困らないような八雲町にしていきましょう。よろしくお願いいたします。これで質問を終わります。

○議長(千葉 隆君) 以上で三澤公雄君の質問は終わりました。 これをもって、通告の質問が全部終わりました。一般質問を終結いたします。 暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

> 休憩 午前11時43分 再開 午後 1時00分

○議長(千葉 隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第3 議案第10号

○議長(千葉 隆君) 日程第3、議案第10号、八雲町監査委員条例及び八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) 議案第10号、八雲町監査委員条例及び八雲町病院事業の設置 等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

このたびの改正は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、職員の賠償責任に関する引用条項にずれが生じるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。第1条の改正は、八雲町監査委員条例の一部改正で、条例第3条中で引用する第243条の2の2第3項を第243条の2の8第3項に、第2条の改正は、八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部改正で、条例第8条中で引用する第243条の2の2第8項を第243条の2の8第8項にそれぞれ改正しようとするものであります。

附則として、この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものであります。 以上、議案第10号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第11号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第4、議案第11号、八雲町課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) 議案第11号、八雲町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書2ページをお願いいたします。

このたびの改正は、近年、全国的に巨大地震や大雨に伴う河川氾濫などによる自然災害が相次ぐ中で、当町における防災体制を強化し、防災関連業務をさらに推進していく必要があるため、組織機構の一部を見直し、防災等に関する業務を担当する部署として、新たに危機対策課を設置しようとするものであります。

第1条、課の設置の改正は、総務課の次に危機対策課を追加し、第2条、課の事務分掌の改正は、危機対策課の事務分掌として、従前、総務課で所管していた防災に関すること、交通安全に関することを移管するとともに、新たに防犯に関することを加えようとするものであり、附則として、この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものであります。

以上、議案第11号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 先ほどの質疑で防災に関することはだいたいこの課でどんなこと

をするのか議論しましたが、新たに加わった防犯に関すること、これまで副町長のもとに 防犯協会と連携を取りながら、防犯ってことに関して役場が関わってきたって認識なんで すが、新たに課の仕事として防犯というと、なかなか想像できないんですが、具体的に何 かありましたらご説明お願いします。

- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) これまで総務課においてですね、防犯に関するということで、 たとえば防犯カメラの設置や、そういった部分が総務課でやっておりました。今回この危 機対策課を設置するにあたってですね、危機対策課の係としては防災係と交通防犯係と二 つの体制で設置するというような内容になってございます。

それで実際に総務課のときも防犯に携わる部分は所管は総務課で担当しておりましたので、ただ規定上、今までしていなかったということで今回新たに設けました。以上です。

○議長(千葉 隆君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 発委第1号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第5、発委第1号 八雲町議会委員会条例の一部を改正する 条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○議会運営委員会委員長(三澤公雄君) 議長、議会運営委員会委員長。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○議会運営委員会委員長(三澤公雄君) 発委第1号、八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し、提案説明いたします。

このたびの改正は、令和6年4月1日に行われる町の組織機構の変更に伴い関係する条項の一部を改正しようとするものでございます。

それでは発委第1号の別紙をご覧願います。改正の内容は常任委員会の名称、委員定数 及び所管事項を定めている第2条第1号において、アの総務課の所管に属する事項の次に、 イとして危機対策課の所管に関する事項を追加するものでございます。

附則として、この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。以上、

提案説明といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたしま す。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、可 決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第12号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第6、議案第12号 八雲町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○消防本部庶務課長(中野悟司君) 議長、消防本部庶務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 消防本部庶務課長。
- ○消防本部庶務課長(中野悟司君) 議案第12号、八雲町職員定数条例の一部を改正する 条例についてご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

このたびの改正は、令和5年度より施行した職員の定年年齢引き上げ制度が段階的に 65歳へ延長となったことにより、今後、消防本部の長期にわたる勤務体制及び出動体制に弊害を及ぼさないための措置であります。

これは単に職員数の増員を求めるものではなく、総務省消防庁より定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会の報告内に高齢期職員の活躍及び定員管理に関する事項が示されており、当本部においても高齢期職員と共に勤務体制の充実強化を図るため見直したいと考えております。

複雑多様化する現代の災害活動に出動する消防職員の養成は、採用から消防士となるまでの間、江別市にある北海道消防学校へ入校し卒業まで約 150 日の教育期間を要し、更には標準救急隊員となるまでには約 60 日の教育が必要となるため通常機能する消防士となるためには時間がかかります。

実質勤務するうえで、それぞれの課程を終了しなければ、消防隊や救急隊としての出動 人員に配置が難しいため、出動に関して必要な人員は本来、定年退職者の在職期間中に資 格を有していることが理想となります。そのため採用に関してはこの内容を踏まえ計画的 に行うことが必要と考えております。

改正の内容といたしましては、八雲町職員定数条例第2条第1項第2号の消防組織法第 11条の職員について、現行の定数 55人から5人増員し、60人へ改正しようとするもので あります。

尚、改正条例の附則につきましては、本条例の施行日を令和6年4月1日から施行する ものであります。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第13号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第7、議案第13号八雲町長及び副町長の給料の特例に関する 条例を廃止する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) 議案第13号、八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例を廃止する条例について、ご説明いたします。

議案書4ページをお願いいたします。

本条例は、令和5年9月に判明した職員による準公金等の横領について、監督責任及び 適正な指導を怠った責任として、町長及び副町長の給料を減額条例において、令和6年1 月から3月までの間減額しておりましたが、その減額期間が満了することから条例を廃止 しようとするものであり、附則として、この条例の施行期日を令和6年4月1日とするも のであります。

以上、議案第13号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第15号

○議長(千葉 隆君) 日程第8、議案第15号 東日本大震災の被災者に対する町民税の減免に関する条例及び東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

- ○財務課長(川崎芳則君) 議長、財務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 財務課長。
- ○財務課長(川崎芳則君) 議案第15号、東日本大震災の被災者に対する町民税の減免に 関する条例及び東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例を廃止 する条例について提案説明いたします。

議案書7ページをお願いします。

本条例は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において町内のホタテ養殖施設が甚大な被害を受けたことにより、ホタテ養殖漁家の収入の減少が見込まれ、さらには施設復旧費に多額の費用が生ずる見込みから、平成 23 年分の町民税及び国民健康保険税の減免に関する条例を制定したところであります。

減免については、既に平成23年度内に完了しているほか、平成26年度から始まった東日本大震災に係る住民税の復興特別税が本年度、令和5年度をもって終了し、新たに森林環境税に移行するタイミングであることを踏まえ、本条例を廃止しようとするものであります。以上で議案15号の説明といたします。よろしくお願いします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第16号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第9、議案第16号 八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正 する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○消防本部予防課長(小林伸也君) 議長、消防本部予防課長。
- ○議長(千葉 隆君) 消防本部予防課長。
- ○消防本部予防課長(小林伸也君) 議案第16号、八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書8ページをお開き願います。

このたびの改正は消防法第 11 条第 1 項に基づく市町村長等が行う危険物施設の許可等について確認すべき事項が増えた事に伴い審査時間が増加したこと、また、前回、平成 30 年度の手数料見直し以降の職員単価、物価、及び消費税率の上昇についても積算に反映されていないことから、新たに手数料の積算に加えて手数料額の見直しが行われました。

また、それにより地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布されております。当町における当該手数料についても、これに準拠するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは改正部分についてご説明いたします。議案書8ページから10ページになります。 別表、第2条関係中の浮き屋根を有する特定屋外タンクのうち総務省令で定めるものに 係る、特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の現行の手数料の額をそれぞれ、改正後の手数料の額へ改正しようとするものであります。

附則といたしまして、第1項この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第16号、八雲町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例の説明といたしま す。よろしくお願いいたします。

- ○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- ○7番(倉地清子君) 議長、倉地。
- ○議長(千葉 隆君) 倉地さん。
- ○7番(倉地清子君) 今の説明でなんですが、見直しが平成30年からしてなかったって ことですか。
- ○消防本部予防課長(小林伸也君) 議長、消防本部予防課長。
- ○議長(千葉 隆君) 消防本部予防課長。
- ○消防本部予防課長(小林伸也君) 八雲町として見直ししているわけではなくて、地方 公共団体の手数料の見直しっていうのは、原則3年ごとに行われていて、今回その年とい

うことで改正になっています。よろしくお願いいたします。

- ○7番(倉地清子君) 議長、倉地。
- ○議長(千葉 隆君) 倉地さん。
- ○7番(倉地清子君) 勉強不足の中で聞かせていただきますが、見直しの金額がかなり 大きいなって印象なんですが、ちょっとわかりやすく説明してもらってもいいですか。
- ○消防本部予防課長(小林伸也君) 議長、消防本部予防課長。
- ○議長(千葉 隆君) 消防本部予防課長。
- ○消防本部予防課長(小林伸也君) 今説明いたしました特定屋外タンクって大きいタンクになるんですけれども、そのタンクの点検に関する事項で、点検の基準というのが変わりまして、細かい点検もするようになっています。それに対しての人件費とか、そういう絡みで結構大きな金額の増加というふうになっております。よろしくお願いいたします。
- ○議長(千葉 隆君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第10 議案第18号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第 10、議案第 18 号、指定居宅サービス等の事業の人員設備及 び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の交付に伴う関係条例の整備に関する条例 を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長、保健福祉課長。
- ○議長(千葉 隆君) 保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(戸田 淳君) 議案第 18 号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及 び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴う関係条例の整理に関する条例 について、ご説明いたします。

議案書14ページをお開き願います。

本条例は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布に伴い、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援等及び指定居宅介護支援等に関する基本方針等が見直されたことから、関係する条例を改正しようとするものであります。

改正内容についてご説明いたしますので、概要説明書の5ページをお開き願います。

このたび改正する条例は、1の改正の趣旨に記載しております、第1条が①の八雲町 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例で、議案書は、14ページから 47ページ、第2条が②の八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、並びに、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例で、議案書は 47ページから 59ページ、第3条が③の八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例で、議案書は 59ページから 67ページ、第4条が④の八雲町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例で、議案書は 59ページから 74ページまでとなっております。

次に、2の改正の内容についてサービスの種類毎にご説明いたします。

また、改正の内容毎に、改正する各条を記載しております。

初めに、①は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部 を改正する省令の公布に伴う改正であります。

- (1) は、小規模多機能型居宅介護及び、看護小規模多機能型居宅介護に係る改正で、管理者の兼務は、提供する介護サービスの質を担保しつつ介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととするものであります。
- (2) は、看護小規模多機能型居宅介護に係る改正で、サービス内容の明確化は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での通い、泊まりにおける看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、それに沿った内容を定める改正を行うものであります。
 - 6ページに移ります。
- (3) は、居宅介護支援及び介護予防支援に係る改正で、公正中立性の確保のための取り 組みの見直しは、事業者の負担軽減を図るため、前6月間に作成した居宅サービス計画に おける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割 合並びに同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明し理解を得ることを居 宅介護支援事業者の努力義務とするものであります。

指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングは、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、利用者の同意を得ること等の要件を設けたうえで、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものであります。

ケアマネジャー1人当たりの取扱件数は、基本報酬における取扱件数との整合性を図る 観点から、指定居宅介護支援事業所ごとのケアマネジャーの人員基準について、要介護者 の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44以下であれば、必要なケアマネジャーの員数は1とし、44の倍数ごとに1ずつ増すこと、指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に、要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、49の倍数ごとに1ずつ増すことについて見直すものであります。

7ページに移ります。介護予防支援の円滑な実施は、アの指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける人員配置について、事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないこと、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと、管理者は同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で、他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならないことについて定めるものであり、イの、町に対する情報提供は、町において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うに当たって町から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を町に情報提供することを義務付けること、その他、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たって、所要の規定の整備を行うものであります。

- (4) は、地域密着型、特定施設、入居者生活介護に係る改正で、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化は、テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全、並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取り組みにより、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設ごとに、置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で要介護者である利用者の数が3またはその端数を増すごとに0.9以上とするものであります。
- (5) は、居宅系サービス共通の改正で、協力医療機関との連携体制の構築は、8ページ に移ります。

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、協力医療機関を定めるに当たっては、入所者の病状の急変が生じた場合において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること、また診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保していること、また診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保していることの要件を満たす協力医療機関を定めるように努めること、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の変化が生じた場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等について町に提出すること、入所者が協力医療機関等から退院が可能となった場合においては速やかに再入所させることができるように努めることについて見直しを行うものであります。

新興感染症、発生時等の対応を行う医療機関との連携は、新興感染症の発生時等に、感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとするほか、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けるものであります。

(6)は、地域密着型、介護老人福祉施設、入所者生活介護に係る改正で、緊急時における対応方法の定期的な見直しの義務付けは、緊急時等における対応方法について配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、1年に1回以上、見直しを行うことを義務付けるものであります。

ユニットケアの質の向上のための体制の確保は、ユニットケアの質の向上のための体制 を確保する観点から、ユニット型施設の管理者はユニットケア施設管理者研修を受講する よう努めなければならないこととするものであります。

9ページに移ります。協力医療機関との連携体制の構築は、先ほどご説明した内容とほぼ同様ですが、要件を満たす協力医療機関を定めることについては、一定の経過措置期間を設けて義務付けるものであります。

新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携は、先ほどご説明した内容と同様であります。

(7)は、多機能系サービス、居宅系サービス及び施設系サービス共通の改正で、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付けは、10ページに移ります。

介護現場の生産性向上の取り組みを推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析したうえで事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるものであります。

(8) は、全サービス共通の改正で、書面掲示規制の見直しは、事業所内での書面掲示を義務付けている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう書面掲示に加え、原則としてウエブサイトに掲載することを義務付けるものです。

管理者の兼務範囲の明確化は、提供する介護サービスの質を担保しつつ介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するものであります。

身体的拘束等の適正化の推進は、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、多機能系 サービスについて身体的拘束等の適正化のための措置を義務付けること、通所系サービス、 居宅介護支援及び介護予防支援について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行なう場合の記録を義務付けることについて見直しを行うものであります。

11ページに移ります。

次に、②は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布に伴う改正であります。

新たな情報通信技術の導入、活用に円滑に対応できるようCD-ROMの特定の記録媒体を電磁的記録媒体に改めるものであります。

次に、③は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布に伴う改正であります。全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での通い、泊まりにおける看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

3の、施行期日は令和6年4月1日とし、一部の規定は令和7年4月1日とするものであります。

以上が、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正 する省令等の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の概要であります。

議案書の改正条例の各規程については、ただ今ご説明いたしました概要説明の内容の外は、条文中に引用される関係法令の用語や参照条文の整理、条例改正に伴う経過措置規定等でありますので、各条項の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第18号の説明といたします。よろしくお願いします。

- ○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。
 - これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- ○7番(倉地清子君) 議長、倉地。
- ○議長(千葉 隆君) 倉地さん。
- ○7番(倉地清子君) 議案書の8ページで、これちょっと教えてほしい、確認なんですが、当該第二種医療機関って総合病院でよかったですか。教えてください。
- ○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長、保健福祉課長。
- ○議長(千葉 隆君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(戸田 淳君) すみません、町内でどの医療機関がこれに該当するかというところは、まだうちのほうで把握しておりません、申し訳ございません、勉強不足です。
- ○議長(千葉 隆君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第11 議案第19号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第 11、議案第 19 号、八雲町放課後児童健全育成事業の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説 明を求めます。
- ○住民生活課長(石黒陽子君) 議長、住民生活課長。
- ○議長(千葉 隆君) 住民生活課長。
- 〇住民生活課長(石黒陽子君) 議案第19号、八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書76ページをお開き願います。

このたびの改正は、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる、放課後児童健全育成 事業の内容について定める通知の改正に伴い、放課後児童支援員とみなすことのできる基 準が変更されたため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容といたしましては、附則、経過措置、第2項、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間を、当分の間へ、放課後児童指導員の研修修了期間を、平成32年3月31日から、その者の研修計画を定めたうえで、その業務に従事することとなった日から2年以内へ、見直しを行おうとするものであります。

附則といたしまして、この条例の施行日を公布の日からとし、令和5年4月1日から適 用するものであります。

以上、議案第19号、八雲町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第12 議案第20号

○議長(千葉 隆君) 日程第 12、議案第 20 号、八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。 提出者の説明を求めます。

- ○住民生活課長(石黒陽子君) 議長、住民生活課長。
- ○議長(千葉 隆君) 住民生活課長。
- ○住民生活課長(石黒陽子君) 議案第20号、八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書77ページをお開き願います。

このたびの改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、読替規定を追加するほか、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、アナログ規制の見直しに対応するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容といたしましては、条例第 23 条、見出しに掲示とあるものを掲示等と改め、 同条第1項中の、掲示しなければならないを、当該掲示に加え、その内容をインターネットを利用して閲覧が可能としなければならないこととするよう見直しを行おうとするもの であります。

条例第36条第3項、特別利用教育の基準は、同様の関係法律とのバランスを考慮し、この場合において第6条第2項中の後ろへ文言の追加をしようとするものであります。

続きまして 78ページをお開き願います。

条例第53条、第2項、第2号、電磁的記録等につきましては、技術中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さないほうの電磁的記録媒体へ改め、文言の適正化を図るものであります。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和6年4月1日からとし、ただし第36条第3項及び第53条第2項第2号の改正は公布の日からとするものであります。

以上、議案第20号、八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いい たします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第13 議案第22号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第 13、議案第 22 号、八雲町育成牧場条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○農林課長(石坂浩太郎君) 議長、農林課長。
- ○議長(千葉 隆君) 農林課長。
- 〇農林課長(石坂浩太郎君) それでは、議案第22号、八雲町育成牧場条例の一部を改正 する条例についてご説明いたします。

議案書81ページをご覧願います。

このたびの改正は、育成牧場の使用料に、新たに生後 24 箇月以上の区分を設けようとするものでございます。

八雲町育成牧場については、令和3年度から令和7年度までの5年間、株式会社青年舎 を指定管理者として、管理運営を行っております。

運営財源は、牧場使用料を主としておりますが、運営に必要な維持管理経費を補助金や 雑収入と合わせて賄っている状況であり、また、近年、生後24か月以上の委託牛が増加傾 向となっております。

こうした育成牧場の運営状況や委託牛の状況に鑑み、牧場運営に必要な1日1頭当たりの経費等を基に、新たに生後24か月以上の使用料区分を設けようとするものでございます。改正の内容につきまして、第6条第1項の改正は、24か月以上の使用料区分の設定に伴い、子雌牛を牛に改め、特別の事由により利用を許可する場合の使用料を300円から330円に改めるものであり、第6条第1項第2号の改正は、24か月以上の使用料区分の設定に伴い、15か月以上を15か月以上24か月未満に改め、第3号に1日につき24か月以上330円を追加するものであります。

附則として、本条例の施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

以上、議案第 22 号についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。 〇議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第14 議案第23号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第 14、議案第 23 号、八雲町漁港用地管理条例及び八雲町水産 基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を 求めます。
- ○水産課長(田村春夫君) 議長、水産課長。
- ○議長(千葉 隆君) 水産課長。
- 〇水産課長(田村春夫君) 議案第23号、八雲町漁港用地管理条例及び、八雲町水産基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書82ページをお願いいたします。

このたびの改正は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の公布に伴い、引用する法律名を改めるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容といたしまして、第1条、八雲町漁港用地管理条例の一部改正は、第2条の うち、漁港漁場整備法を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改めるものであります。

第2条、八雲町水産基盤整備事業分担金徴収条例の一部改正は、第1条のうち、漁港漁場整備法を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。 以上で、議案23号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第15 議案第24号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第 15、議案第 24 号 八雲町あわび養殖漁業経営安定対策資金融資条例を廃止する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○産業課長(吉田一久君) 議長、産業課長。
- ○議長(千葉 隆君) 産業課長。
- ○産業課長(吉田一久君) 議案第24号、八雲町あわび養殖漁業経営安定対策資金融資条例を廃止する条例についてご説明いたします。

議案書83ページでございます。

八雲町あわび養殖漁業経営安定対策資金融資条例は、平成26年2月から2か月間にわたり、過去に例のない海水の水温低下の影響により、海中養殖していたあわびが大量にへい死し、あわび養殖漁業者が壊滅的な被害を受けたことから、漁業経営に必要な資金の貸付を行う融資機関に対し、貸付に必要な資金を融資することにより円滑な融通を図り、あわび養殖漁業者の経営の安定に資することを目的としたものでありますが、資金貸付の期間は今年度末までとなっており、既に貸付した資金の全額が町に返還されたことから、本条例を廃止するものであります。

附則といたしまして、この廃止条例は令和6年4月1日から施行するものであります。 以上、議案第24号、八雲町あわび養殖漁業経営安定対策資金融資条例を廃止する条例に ついての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第16 議案第36号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第 16、議案第 36 号、八雲町職員の旅費に関する条例の一部を 改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。

- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) 議案第36号、八雲町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

当日配布議案書の1ページをお願いいたします。

このたびの改正は、これまで鉄道賃に係る座席指定料金については、片道 100 km以上に該当する場合に限り支給する規定としておりましたが、北海道旅客鉄道株式会社が運行する一部特急列車が全席指定化されるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、片道 100 km以上に該当する場合に支給する規定に追加して、全席指定料金を徴する客車のみ運行する線路による旅行の場合を新たに加えるものであり、附則として、この条例の施行期日を令和6年3月16日とするものであります。

以上、議案第36号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第17 議案第25号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第17、議案第25号、財産の処分についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。
- ○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 総務課長。
- ○総務課長(竹内友身君) 議案第25号、財産の処分についてご説明いたします。 議案書84ページと、概要説明書12ページをお願いいたします。

本件は、八雲警察署建替え用地として北海道警察本部へ町有地を売却することについて、 地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

本件については、役場新庁舎建設用地として取得した国立病院機構八雲病院跡地の一部 を、老朽により建替えが必要となっている八雲警察署の建替え用地として売却しようとす るものであり、売却する土地の所在地は、宮園町 128 番 63 で、地目は宅地、地積は、5,000.03 ㎡であります。

売却の方法は、随意契約とし、売却の金額は、5,460円で、契約の相手方は、札幌市中央 区北2条西7丁目、北海道警察本部長 鈴木 信弘であります。

以上、議案第25号、財産の処分についての説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 新庁舎を建てる予定の入り口というか一角に警察が来るってこと は良いことでもあるんですが、日頃の警察の行いに、この際だから一言ってことで、こう いう時に言わないと駄目だと思うので町長にお願いしたいんです。

山車行列等で町民が一生懸命盛り上げようって中で、町民である警察の方々も協力してくれていると思っていますが、非常に威圧的なんですね、一緒にやっている方々に対して。さも自分の道路かのように、職務に忠実って面があるんでしょうが、もう少し今回、庁舎の一角を占めるわけですから、もう少し町民との融和を大事にやってもらえないかってことをこの際しっかりと申し入れるべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

- ○議長(千葉 隆君) 三澤議員さん、財産の処分とは少しかけ離れていますので、予算 委員会もありますので、そういった中で対応していただきたいと思いますので。
- ○8番(三澤公雄君) 議長、三澤。
- ○議長(千葉 隆君) 三澤君。
- ○8番(三澤公雄君) 譲るわけですから、このタイミングでしっかりと町長が、警察っていうのは行政なんです。だから行政に対してものを言うのは行政だと私は考えていますから、町長のほうからしっかりとそういうことを言うのは、こういった機会にでないと我々も町長にこういったことはお願いできないのではないかと。また僕は少なからず見ている町民もそうだそうだって言ってるんじゃないかと思うんだけれども、この際だから言わせてもらいます。
- ○議長(千葉 隆君) 限定してお答えください。
- ○町長(岩村克詔君) 議長、町長。
- ○議長(千葉 隆君) 町長。
- ○町長(岩村克詔君) 三澤議員ですね、この際というのは今この売ったからってことになるので、これとは別に要請をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(千葉 隆君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑終結と認めます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第18 議案第27号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第 18、議案第 27 号、町道路線の変更についてを議題といた します。提出者の説明を求めます。
- ○建設課長補佐(池田裕史君) 議長、建設課長補佐。
- ○議長(千葉 隆君) 建設課長補佐。
- ○建設課長補佐(池田裕史君) 議案第27号、町道路線の変更についてご説明いたします。 議案書86ページをご覧願います。

本件は、町道として管理している町道建岩線の認定事項に変更が生じたため、道路法第10条、第3項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

概要説明書13ページの別紙3の位置図をご覧願います。

このたびの路線変更は、町道建岩線の路線内を流れる2級河川遊楽部川に架かる建岩橋が、令和4年の大雨により被災を受けたため、撤去工事を行っていたものでありますが、このたび撤去工事が完了するため、撤去した橋梁部分を本路線から一部廃止しようとするものであり、それに伴い位置図・上段図面の路線の起点となる白丸及び路線の終点となる白三角から、位置図・下段図面の路線の起点となる黒丸及び路線の終点となる黒三角へと起終点を変更しようとあります。

それでは、町道としての変更概要について、ご説明いたします。

議案書86ページにお戻り願います。

路線番号、路線名については変わりありませんが、起点は八雲町鉛川 31 番 1 地先から八雲町立岩 434 番 1 地先へ、終点は八雲町鉛川 31 番 1 地先から八雲町鉛川 31 番 5 地先へ変更となるもので、重要な経過地については建岩橋が削除となり、路線の延長は 941.00m から 890.00m へ変更となるものであります。

以上で、議案第27号町道路線の変更についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第19 議案第28号

- ○議長(千葉 隆君) 日程第 19、議案第 28 号、新町建設計画の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。
- ○政策推進課長(川口拓也君) 議長、政策推進課長。
- ○議長(千葉 隆君) 政策推進課長。
- 〇政策推進課長(川口拓也君) 議案第28号、新町建設計画の変更について提案説明致いたします。

議案書84ページになります。

本件は、合併した市町村への国の財政支援措置の一つである合併特例債ついて、先の東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が施行されたことにより、水産被害を受けた八雲町にあっては、当初10年間であった合併特例債の発行期間を20年間へ延長したところでありますが、同法の改正に伴い、さらに発行期間を20年間から25年間へと延長が可能となったことから、この計画期間等を変更するにあたり、当該変更に係る北海道との協議が整ったため市町村の合併の特例に関する法律第5条第7号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお新町建設計画は、熊石町・八雲町合併協議会において平成17年2月に策定された計画で、合併後の基本方針や総合的な施策を定め、新町の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民の福祉向上を図るための方針を示したもので、合併補助金や合併特例債などの国の財政支援を受けるための基礎になる計画でございます。

では、計画変更の内容についてご説明申し上げます。

議案書 88 ページの別紙をご覧願います。

この表は新町建設計画書の変更となるページ及び該当箇所を新旧対照で表したものでございます。

上段から計画書 1 ページ計画の期間についてですが、これまで平成 37 年度までとしていたものを変更後は令和 12 年度までに改めるものでございます。

次に計画書 75 ページの財政計画の考え方についても若干変更を要するものであり、②基本的考え方については、財政推計のベースとなる決算額や当初予算額の年度の範囲を記載のとおり改めるものであります。

また、③の基本事項につきましても、計画期間を平成37年度までとしていたものを、変更後は令和12年度までに改めるとともに、カッコ書きで当初計画からの修正履歴を加えるものでございます。

続きまして、議案書 89 ページから 92 ページまでは、現行と変更後の推計方法の基本的な考え方を歳入及び歳出の区分ごとにそれぞれ記載したものであります。

また、議案書 93 ページから 96 ページまでは、現行と変更後の財政計画を歳入歳出の主な区分ごとに記載したものでありますが、いずれも詳細の説明につきましては割愛させていただきます。

なお、このたびは合併特例債の発行期間の延長に対応すべく変更するものでありますので、その他の基本的ルール、考え方に変更はございません。

以上、簡単でございますが、議案第 28 号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(千葉 隆君) 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- ○2番(佐藤智子君) 議長、佐藤。
- ○議長(千葉 隆君) 佐藤さん。
- ○2番(佐藤智子君) 92ページの別紙2、変更後の92ページの繰出金ですが、現行の繰出金からかなり変わっています。それで令和6年度はデイサービス施設大規模改修予定というので、このデイサービスってどこのことですか。
- ○財務課長(川崎芳則君) 議長、財務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 財務課長。
- ○財務課長(川崎芳則君) こちらのデイサービスについては、熊石地域のデイサービス センターでございます。
- ○2番(佐藤智子君) 議長、佐藤。
- ○議長(千葉 隆君) 佐藤さん。
- ○2番(佐藤智子君) それと財政計画表ですが、現行と変更後で決算後の推移、決算額の推移ですが、平成25年度の歳入合計から現行と変更後と数字が違っているんですが、これは先ほど説明があったものが加えられたってことなんでしょうか。もう少し説明をお願いします。
- ○財務課長(川崎芳則君) 議長、財務課長。
- ○議長(千葉 隆君) 財務課長。
- ○財務課長(川崎芳則君) この財政推計のですね、平成25年度分の考え方ですが、この現行の部分については、決算をまだ迎える以前の部分のときに策定をしました。決算見込みというかたちで。それで変更後についてはもちろん確定額、決算額ということで整理し

ています。

- ○11番(斎藤 實君) 議長、斎藤。
- ○議長(千葉 隆君) 斎藤君。
- ○11 番(斎藤 實君) 合併特例債の関係ですが、これまでいろんなことあって延びてきましたが、さらに5年延びたって説明ですが、合併特例債もこれは延びるって考え方でよろしいんでしょうか。
- ○政策推進課長(川口拓也君) 議長、政策推進課長。
- ○議長(千葉 隆君) 政策推進課長。
- ○政策推進課長(川口拓也君) おっしゃるとおりです。そのための計画延長でございます。
- ○議長(千葉 隆君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑終結と認めます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 休会の議決

○議長(千葉 隆君) 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。 3月11日から14日は、予算特別委員会及び各常任委員会を開催するため、休会したい と思います。 これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 散会宣告

○議長(千葉 隆君) 本日は、これをもって散会といたします。次の会議は、3月15日、午前10時の開議を予定いたします。

〔閉会 午後 2時14分〕